

平成31年度
長期優良住宅化リフォーム推進事業

募集要領

事前採択タイプ（良好なマンション管理）

- 本募集要領は平成31年度長期優良住宅化リフォーム推進事業のうち、事前採択タイプ（良好なマンション管理）の応募方法を紹介しているものです。
- 事前採択タイプ（良好なマンション管理）とは、一定の要件を満たす長期修繕計画を作成するマンションにおいて、本事業の評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型のいずれかに適合し、かつ、「良好なマンション管理に対応する先導的な取り組み」を実施するものを対象とするものです。
- 補助対象や、補助金交付申請手続きの詳細については、交付規程及び交付申請等マニュアルを必ず参照し、承知の上で提案応募してください。

平成31年4月

国土交通省 住宅局

平成30年度事業からの主な変更点

(事前採択タイプ(良好なマンション管理)以外の内容も含む)

●事前採択タイプ(良好なマンション管理)に関する事項

1) 良好なマンション管理への対応について

- 一定の要件を満たす長期修繕計画を作成するマンションにおいて、本事業の評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型のいずれかに適合し、かつ、「良好なマンション管理に対応する先導的な取組み」を実施するものについて、公募を受け付け、事前採択の対象とします。
- 採択されれば、良好なマンション管理対応工事、及び、一定の要件を満たす長期修繕計画の作成費用を補助対象に追加することができます。
- リフォーム後に評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型のいずれにも適合しないものであって、かつ、「良好なマンション管理に対応する先導的な取組み」を実施するものについては、提案型による公募を受け付け、事前採択の対象とします。
※評価基準等同等と認められる代替措置の提案が必要です。

2) 補助額の算出方法について

- 評価基準型における補助額の算出方法について、従前の単価積上方式に加え、補助率方式による算出も可能とし、申請する住宅単位で選択することとします。
- 認定長期優良住宅型における補助額の算出方法について、単価積上方式、補助率方式のいずれかを申請する住宅単位で選択することとします(従前は事業者単位で選択)。

3) 支払金額の確認方法について

- 請負工事代金の支払いは、金融機関等の第三者を通じた支払いを必須とし、支払いが確認できるものとして、従前の領収書に加え、送金伝票等(通帳、振込受付書、振込明細書、インターネットバンキング等の写し)を提出することとします。

注) 上記の内容は変更の概略であるため、詳細は各募集要領、交付申請等マニュアルの該当箇所を参照のこと

通年申請タイプについて

- ・ 通年申請タイプ（評価基準型・認定長期優良住宅型・高度省エネルギー型）は、事前の公募・採択の手続きを経ず、交付申請を行えるタイプです。
- ・ 通年申請タイプの申請方法については、別途ホームページ（http://www.kenken.go.jp/chouki_r/）で4月10日頃公表予定です。
- ・ 通年申請タイプにおいては、募集要領を用いませぬので、交付規定、交付申請等マニュアルをご確認ください。

用語について

本マニュアルにおける用語の定義は次のとおりとします。

交 付 規 程：平成31年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程

交付申請等マニュアル：平成31年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアル

共 同 住 宅 等：共同住宅、長屋建て住宅及び併用住宅

増改築認定基準：長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の「増改築基準」

評 価 基 準：平成31年度長期優良住宅化リフォーム推進事業住宅性能に係る評価基準

B E L S：建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証制度であるところの建築物省エネルギー表示制度

支 援 室：長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

評 価 室：長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室

既存住宅状況調査技術者：既存住宅状況調査技術者講習登録規定（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に規定される者

安 心 R 住 宅：特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成29年国土交通省告示第1013号）第2条第1項に規定される特定既存住宅であつて、同規程の定めるところにより、国土交通大臣が定める標章を使用して、広告されたもの

目次

1.	事業の趣旨	2
2.	事業内容	3
2-1.	対象事業	4
2-2.	対象事業者	8
2-2-1.	提案者	8
2-2-2.	提案種別	9
2-3.	補助額	10
3.	事業の実施方法	14
3-1.	公募・審査	14
3-1-1.	公募	14
3-1-2.	審査	15
3-1-3.	採択	15
3-2.	補助金交付	15
4.	応募方法	17
4-1.	公募期間	17
4-2.	提出書類	17
4-3.	提出先、問合せ先、資料の配付場所	17
4-4.	応募書類の提出方法	18
	<記入にあたっての留意点>	19
5.	留意事項	22

資料編 提案のポイント

別紙 応募書類様式

はじめに

この募集要領は、「事前申請タイプ（良好なマンション管理）」の長期優良住宅化リフォームに適用するものであり、補助金の交付申請に先立って実施する公募手続きを案内するものです。

したがって、補助金の交付対象や交付手続き等については、必ず平成31年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程及び長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアルを参照し、承知した上で、提案応募してください。

1. 事業の趣旨

本事業は、インスペクション、性能の向上を図るリフォームや三世帯同居等の複数世帯の同居への対応に資するリフォーム、適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び子育てしやすい環境整備並びに流通促進に向けた市場環境の形成を図ることを目的とします。

「事前申請タイプ（良好なマンション管理）」の募集では、一定の要件を満たす長期修繕計画を作成するマンションにおいて、本事業の評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型のいずれかに適合し、かつ、「良好なマンション管理に対応する先導的な取り組み」を実施するものについて提案を受け、その提案内容に対して採択を行います。

■ポイント

- ・ 事前申請タイプ（良好なマンション管理）にご応募いただくメリットは主に以下の点です。
 - ① 良好なマンション管理対応工事、及び、一定の要件を満たす長期修繕計画の作成費用を補助対象に追加することができ、特定性能向上リフォーム工事（詳細は P10 参照）を行わなくても、交付申請を行うことができる。
 - ② 事前に採択することで、予算の一定額を確保できる*。
※当初の交付申請期限までです。
- ・ 事前申請タイプ（良好なマンション管理）にご応募いただく際の留意点は主に以下の2点です。
 - ① 一定の審査を受ける必要があるため、交付申請ができるようになるまで時間がかかる。
 - ② 審査結果によっては、提案の一部又は全てが採択されない可能性がある。

2. 事業内容

本年度においては、①評価基準型(通年申請タイプ)、②認定長期優良住宅型(通年申請タイプ)、③高度省エネルギー型(通年申請タイプ)、④提案型(事前採択タイプ)、⑤安心R住宅(事前採択タイプ)、⑥良好なマンション管理(事前採択タイプ)の6つの事業タイプを予定しており、この募集要領は、⑥良好なマンション管理(事前採択タイプ)に適用します。リフォーム後に評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型のいずれにも適合しないものであって、かつ、「安心R住宅」の標章を付与して流通されるもの又は「良好なマンション管理に対応する先導的な取組み」を実施するものについては、④提案型による公募を受け付け、事前採択の対象とします。各タイプの公募時期等の予定は次表のとおりです。

表 1 平成31年度の募集スケジュール(予定)

事業タイプ		公募時期等
①評価基準型	通年申請タイプ	平成31年4月上旬 事業者登録受付開始 令和元年5月上旬 住宅登録受付開始 令和元年5月上旬 交付申請受付開始
②認定長期優良住宅型		
③高度省エネルギー型		
④提案型	事前採択タイプ	平成31年4月10日 公募受付開始 令和元年7月上旬 採択
⑤安心R住宅		
⑥良好なマンション管理 (本要領に基づく公募)		

※ 公募時期等は変更となる可能性があります。

<事前採択タイプの概要>

- ・ 交付申請に先立って事前に公募し、採択
- ・ 安心R住宅及び良好なマンション管理は、評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型のいずれかの要件に適合するものについて交付申請可能
- ・ 提案型では、評価基準や増改築認定基準にそのままでは適合しない事業も、同等の性能を有すると認められれば、補助事業を実施可能
- ・ 事業者単位で複数戸まとめて応募し、採択を受けることで、補助金交付申請書の当初提出期限までの間は、一定の予算枠を確保可能
- ・ ただし、決められた公募期間中に応募する必要があり、公募・審査期間を要するため、事業着手可能となるまでに一定の期間が必要

<通年申請タイプの概要>

- ・ 交付申請に先立ち、事前の公募・採択なし
- ・ 交付申請受付期間中は、随時、対象住宅毎に交付申請可能
- ・ 予算の執行状況によっては、受付期間を繰り上げて締め切る場合がある

■補足

- ・ 同一の事業者が複数の事業タイプに応募・申請することが可能です。
- ・ 補助金を受けるためには、個別の住戸・住棟ごとに交付申請及び完了実績報告が必要となります。
- ・ 事前採択タイプにおける、交付申請及び完了実績報告の手続き方法については、採択された方に対してお知らせします。

2-1. 対象事業

本事業の対象は、既存の共同住宅（区分所有されている又は区分所有を想定して売却するものに限る）において、良好なマンション管理に対応する先導的な取り組みとして実施されるリフォーム工事（大規模修繕工事含む）です。共用部分を含む工事であって、原則、マンション管理組合又は買取再販業者が発注するものが対象です。

■補足

- ・ 築年数に関する要件はありません。ただし、構造躯体等の劣化対策・耐震性の基準を満たす必要がありますので、ご注意ください。特に耐震性については、新耐震基準レベルであることが求められますので、昭和56年5月以前着工の住宅で耐震性の有無が確認されていない場合は、耐震診断を実施の上、耐震性がない場合には、耐震改修を実施する必要があります。
- ・ 工事請負契約に基づかない場合は補助事業の対象とはなりません（例：施工業者が自宅や自社物件等について自らリフォーム工事を行う場合など）。買取再販物件においても工事請負契約が必要となりますのでご注意ください。
- ・ 新築時に長期優良住宅（新築）認定を取得している住宅については、今回の工事後も認定が継続される場合に限り、対象とします。
- ・ 一建物において住宅と非住宅が混在している場合、住宅部分の床面積が全体の過半の住宅のみを応募対象とします。採択時に個別に条件を付されている場合を除き、非住宅部分の性能向上に関するリフォーム工事費は補助対象とはなりません。
- ・ 1提案あたりの補助対象事業費の合計が30万円（補助額が10万円）以下となる軽微なものは、本事業の対象外とします。
- ・ リフォームに伴い増築する場合、採択時に個別に条件を付されている場合を除き、増築部分については補助対象外とします。ただし、増築部分に調理室等を増設する場合は、その増設費用（増築に係る躯体工事費は含まない）に限り三世帯同居対応改修工事として補助対象とします。

応募にあたっては、下記の（1）～（6）の要件を全て満足する必要があります。

（1）リフォーム工事が、マンションを長期的に維持するための良好な管理に寄与するものとして、先導性・汎用性・独自性等の高度な提案性を有すること。

ここで求める提案は、以下の例に示すように、取組み前の物件と比較して長期修繕計画・修繕積立金等の設定が適正化する等、今後のマンション管理の確実な実施に寄与する工事であって、先導性・汎用性・独自性等の高度な提案性を有する提案です。

例）・修繕周期を延長することができ、修繕費用の削減に資する工事

・共用部分のランニングコストの削減に資する工事

・新たに確立された技術（設計手法、工法、材料等）を活用した工事 等

必ずしも、実際の物件を特定する必要はありませんが、提案の対象となる住宅をある程度想定し、そのおかれている状況、課題等を具体的にし、解決方法を示す提案を行ってください。

学識経験者からなる評価委員会の評価を基に採択を決定します。

（2）リフォーム後の住宅性能について、本事業の評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型のいずれかに適合すること。

表2に示す性能項目について、表3に示す基準への適合条件を満たす必要があります。評価基準型においては、過半の住戸が評価基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。ただし、構造躯体等の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性のうち共用配管

に係る基準、高齢者等対策、居住環境、維持保全計画の策定については、建物全体で評価基準を満たす必要があります。

事業タイプ毎の具体的な要件・基準については、交付申請等マニュアル及び評価基準を必ず確認してください。

表 2 性能項目

性能項目		
①構造躯体等の劣化対策	②耐震性	③省エネルギー対策
④維持管理・更新の容易性 ^{※1}	⑤高齢者等対策	⑥可変性

※1 「維持管理・更新の容易性」は、共用配管・専用配管の基準を共に満たす必要があります。

表 3 事業タイプ

事業タイプ	適合が求められる基準
評価基準型	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準 表 2 に掲げる性能項目のうち①②及びその他性能項目いずれか一つ並びに「⑦住戸面積の確保」「⑧居住環境」「⑨維持保全計画の策定」に適合すること
認定長期優良住宅型	<ul style="list-style-type: none"> 長期優良住宅（増改築）認定基準に適合し、認定^{※1}を取得すること
高度省エネルギー型	<ul style="list-style-type: none"> 長期優良住宅（増改築）認定基準に適合し、認定^{※1}を取得すること B E I 値^{※2}が 0.80 以下

※1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づいて、所管行政庁が行う増築・改築に係る長期優良住宅の認定。

※2 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）／基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）をいい、設計一次エネルギー消費量の算定に当たっては、太陽光発電に係る効果を除外して計算するものとします。

(3) 対象となる住戸の規模は表 4 に適合するものであること。

対象とする住宅は、リフォーム工事後において、表 4 の規模を満たす必要があります。

表 4 対象となる住戸の規模

事業タイプ	住戸の規模 ^{※1}
評価基準型 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> 40 m²以上（1人世帯の都市居住型誘導居住面積水準） 少なくとも1の階の床面積が40 m²以上（階段部分を除く面積）
認定長期優良住宅型 ^{※3} 高度省エネルギー型 ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> 55 m²以上（地域の実情を勘案して所管行政庁が40 m²を下回らない範囲で別に面積を定めている場合がある。） 少なくとも1の階の床面積が40 m²以上（階段部分を除く面積）

※1 店舗併用住宅等の非住宅用途が混在する住宅においては、住宅部分の面積が基準を満たす必要があります。

※2 評価基準型においては、住棟全体の過半の住戸が規模の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。

※3 認定取得における面積基準は所管行政庁（都道府県又は市区町村）にお問い合わせください。所管行政庁については、下記の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のホームページから検索が可能です。

(<http://www.hyoukakyokai.or.jp/chouki/gyosei.php>)

(4) リフォーム工事着手前にインスペクションを実施すること。また、インスペクションにおいて判明した劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記すること。

- ・インスペクションは、既存住宅状況調査技術者又はインスペクター講習団体に登録されたインスペクター（インスペクター講習団体の実施する講習を受講し、修了考査に合格した建築士または施工管理技士。以下「登録インスペクター」という。）が実施するものを対象とします。
- ・既存住宅状況調査技術者とは、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に規定する者をいい、このうち本事業のインスペクションを実施することができる者は、同規程第5条第1項の登録を受けた既存住宅状況調査技術者講習実施機関により、その氏名や修了証明書の証明番号、有効期間等が公表されている者とし、講習を修了している者であっても、講習実施機関がその氏名等を公表していない者が実施するインスペクションは本事業の補助対象とはなりません。
- ・長期優良住宅（増改築）認定を受けるためのインスペクションについては、既存住宅状況調査技術者又は建築士である登録インスペクターに限ります。
- ・インスペクションはリフォーム工事着手前1年以内に実施されているものを対象とします。ただし、インスペクション費用を補助金交付の対象とするには、採択後に実施されたものに限り、ます。
- ・インスペクションは、原則として、指定する現況検査チェックシート（認定長期優良住宅型及び高度省エネルギー型の場合は、認定申請時に所管行政庁に提出する状況調査書）を用いて行うものとし、交付申請書提出の際にインスペクション結果を支援室へ提出するものとし、ます。
- ・インスペクションの実施にあたっては、対象部位ごとに概ね1割以上の確認を行うものとし、ます。ただし、点検口がない等により、1割以上確認できなかった部位については、リフォーム時に確認してください。
- ・基本的な検査対象範囲は、全住戸の1割程度の住戸の専有部分、外壁、屋根、及び、構造・規模に応じてそれぞれ次に定める階にある共用部分（当該階から確認できる部分を含む）です。
 - イ 木造の共同住宅及び木造以外の小規模共同住宅（地階を含む階数が3以下で延べ面積が500㎡未満）：全ての階
 - ロ 木造以外の共同住宅（小規模共同住宅を除く）：原則として、最下階、最上階並びに最下階から数えて2の階、10の階、17の階、以降は7階おきの階
- ・インスペクションで確認された劣化事象は、原則、本事業のリフォーム工事で補修を行うこととします。（詳細は交付申請等マニュアルを参照ください。）
- ・インスペクションで確認された劣化事象を補修する工事費は「その他性能向上リフォーム工事費」（詳細はP10参照）に含むことができます。
- ・工事着手1年前の日以降に実施された既存住宅の建設住宅性能評価に係る現況検査の結果、既存住宅状況調査技術者による既存住宅状況調査の結果及び安心R住宅に係る既存住宅売買瑕疵保険に加入するための検査結果は、登録インスペクター等によるインスペクションの結果として取り扱います。

(5) 本事業のリフォーム工事の履歴と維持保全計画、長期修繕計画を作成すること。

- ・リフォーム工事の履歴としてリフォーム箇所を示す図面、リフォーム工事の写真・図書（見積書、詳細図面）等を作成し、保存する必要があります。
- ・維持保全計画の書式は任意ですが、採択後に見本書式をご案内します。
- ・長期修繕計画については、表 5 の基準に適合したものとします。

表 5 長期修繕計画の基準

基準
長期修繕の期間（30 年以上）について、次の(1)～(7)を長期修繕計画として定めること。
(1) 長期修繕計画標準様式 ^{※1} に定める次の①～⑱の推定修繕工事項目について、修繕時期及び内容を定めていること。 ^{※2}
①仮設工事 ②屋根防水 ③床防水 ④外壁塗装等 ⑤鉄部塗装等 ⑥建具・金物等 ⑦共用内部 ⑧給水設備 ⑨排水設備 ⑩ガス設備 ⑪空調・換気設備等 ⑫電灯設備 ⑬情報・通信設備 ⑭消防用設備 ⑮昇降機設備 ⑯立体駐車場設備 ⑰外構・附属設備 ⑱調査・診断、設計、工事管理等費用 ⑲長期修繕計画作成費用
(2) (1) で定める修繕時期が適切な周期であること。
(3) 当該計画に基づく修繕積立金の積立方式が均等積立方式 ^{※3} であること。
(4) 当該計画に基づく修繕積立金の額の設定において、一時金を設定していないこと。
(5) 当該計画の計画期間に見込まれる推定修繕工事費 ^{※4} の累計額を、修繕積立金 ^{※5} の累計額が下回らないこと。
(6) 推定修繕工事費の算定において、次の①～③の内容を満たしていること。
①算定方法について、長期修繕計画標準様式と同様の内訳書がある。
②数量計算について、建築数量積算基準 ^{※6} 等に準拠して算出された旨の記載がある。
③単価について、過去の計画修繕工事の契約実績、その調査データ、刊行物の単価、専門工事業者の見積価格等と比較して、大きな差異がある場合は理由を記載する。
(7) その他、長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント ^{※7} の内容に著しく反するものでないこと。

※1 長期修繕計画標準様式（国土交通省 平成 20 年 6 月）

※2 当該設備を設置していない等により該当しない場合を除く。

※3 計画作成時に長期修繕計画の期間中の積立金の額が均等となるように設定する方式

※4 支出としては、推定修繕工事費のほか、実施した計画修繕工事のための借入金がある場合は償還金を含める。

※5 収入としては、修繕積立金のほか、専用庭等の専用使用料や駐車場等の使用料などからの繰入金、修繕積立金の運用益も含める。

※6 建築数量積算基準（一般財団法人建築コスト管理システム研究所）

※7 長期修繕計画作成ガイドライン（国土交通省 平成 20 年 6 月）及び長期修繕計画作成ガイドラインコメント（国土交通省 平成 20 年 6 月）

(6) 令和元年12月20日(金)※までに交付申請を行い、令和2年2月14日(金)までに完了実績報告書の提出ができるものであること。

- ・ 補助金を受けるためには、採択後に交付申請を行うとともに、工事終了後すみやかに補助事業完了実績報告を行う必要があります。
- ・ 完了実績報告の最終提出期限までに発注者への引渡し、工事費の精算を終えて、完了実績報告の提出ができるよう工事着手してください。この期限までに完了実績報告の提出がなされない場合、補助金は交付されません。
- ・ 交付申請等の手続き等は交付規程及び交付申請等マニュアルに従って行ってください。
※交付申請期限については、予算の執行状況を踏まえて延長する場合がありますが、延長後については、補助金の採択額の再配分を行いますので、当初の採択額が全額確保されるわけではありません。

本事業（平成25年度以降の事業）において、一住戸が本事業補助金の交付を受けられるのは原則1回限りとします。

■補足

- ・ 共同住宅等においては、共用部分と専用部分で各々1回ずつ補助を受けることができ、その場合の1住戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。

2-2. 対象事業者

2-2-1. 提案者

本事業の提案者は、下記の①～③のいずれかに該当する者としてします。

①施工業者

- ・ 管理組合から工事を請け負い、良好なマンション管理に資するリフォーム工事を行う施工業者。

②買取再販業者

- ・ 良好なマンション管理に資するリフォーム工事を施工業者に発注し、工事を実施した上で、個人等に売却する不動産業者等。

③管理会社・設計事務所等

- ・ 管理組合に対して、良好なマンション管理に資するリフォーム工事の提案を行う立場にある者。

採択後に交付申請等の手続きを行い、補助金の交付を受けようとする者（補助事業者）は、施工業者又は買取再販業者であり、原則、提案者と同一者としてします。補助事業者が確定していない場合に限り、管理会社・設計事務所等からの提案を受け付けます。ただし、管理会社・設計事務所等は、補助事業者になることができませんので、採択後に、補助事業者を確定させる必要があります。管理組合及び区分所有者は提案者及び補助事業者になることはできません。

■補足

- ・ 補助金は補助事業者（施工業者もしくは買取再販業者）に入金されますが、工事発注者（買取再販物件の場合は購入者）に全額還元する必要があります。
- ・ 買取再販物件については、買取再販業者のみ補助金交付申請をすることが可能です。買取再販物件について、施工業者が申請することはできません。
- ・ 買取再販業者が自社で工事を実施する場合は、補助の対象となりません。工事請負契約を結んで発注する工事が補助対象となります。
- ・ 過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む）については本補助金への申請を原則として制限します。なお、本補助金の申請にあたっては、申請の制限に係る事案の有無等について、申告を求めます。

※申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当者まで個別にお問い合わせください。

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：馬場
電話：03-5253-8111
内線：39-431

2-2-2. 提案種別

提案種別は、下記の①または②のいずれかとします。

①単独提案

- ・ 一の施工業者、買取再販業者、管理会社・設計事務所等が単独で行う提案。
- ・ 一の施工業者又は買取再販業者と、管理会社・設計事務所等からなるグループで行う提案。この場合、提案者は必ず施工業者又は買取再販業者とします。

②グループ提案

- ・ 2者以上の施工業者又は買取再販業者からなるグループで行う提案。
※管理会社・設計事務所等がグループ提案者の一員に含まれていても構いませんが、代表提案者は、必ず施工業者又は買取再販業者とします。

■提案にあたっての留意事項

- ・ 法人による提案の場合、原則、同一の法人登記である者を一者とします。同一法人が支店・事業所等ごとに複数の事業者として事業を実施することも可能ですが、最小単位は決裁単位（契約書の締結が可能な単位）としてください。（応募時には登記簿等に記載された法人名称所在地、登記番号（法人番号13桁）を記載していただきます。）
- ・ 1提案者につき、1つの提案書のみ受け付けるものとし、重複して提案した場合、当該提案者の提案は採択されないことがあります。なお、1つの提案書の中で複数の提案をすることが可能です。（複数の提案をする場合には、良好マ-1、良好マ-2等と付番されます。）

■グループ提案に関する補足

- ・ 提案時に、グループの代表提案者及びグループ構成者の法人名等及びその代表者名を明記してください。
- ・ 提案に係る連絡は代表提案者を通じて行うものとします。
- ・ 提案後のグループの構成者の追加はできません。
- ・ グループ構成者は、単独で他の提案をすることや、他のグループに所属して他の提案をすることも可能です。
- ・ 提案書に記載する過去のリフォーム工事の概算実績は、グループ構成者の合計とします。
- ・ 良好なマンション管理対応工事は、提案時に申請した各構成者が実施し、補助金交付申請書及び補助事業完了実績報告書は、当該構成者が提出するものとします。

2—3. 補助額

補助額は、次の（１）に掲げるリフォーム工事に係る補助額及び（２）に掲げるインスペクション等に係る補助額の合計です。なお、補助金の交付対象については、契約書、領収書及び事業実施の成果（工事結果や報告書等）を書面等により確認できるものに限られます。

（１）リフォーム工事に係る補助額

リフォーム工事^{※1}に係る補助金の額は、下記 a) ～ d) に掲げる工事に要する費用の合計の 3分の1 以内の額とします。ただし、「b) その他性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額は、「a) 特定性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額を超えない額とします。

また、リフォーム工事費の補助額の算定方法は、事業タイプによらず補助率方式とします。

※1) 設計費はリフォーム工事費に含まないものとします。

a) 特定性能向上リフォーム工事

表 2 の性能項目について、評価基準等に適合させるための性能向上を図るリフォーム工事及びその附帯工事（原則として適合していない状態から適合状態へのリフォームを対象とする。）

b) その他性能向上リフォーム工事

a) 以外の工事であって、住宅の性能向上に資するリフォーム工事及びその附帯工事

c) 三世帯同居対応改修工事

複数世帯が同居しやすい住宅とするため、調理室等（調理室、浴室、便所又は玄関）を増設する工事（箇所数を増やす工事）及びその附帯工事。ただし、リフォーム後に調理室等のうちいずれか2つ以上が複数箇所設置されていることを要件とします。

・調理室等の考え方については、表 5 に示すとおりとします。

・調理室等の増設に係る工事のうち、本体設置工事、給排水・電気・ガス・換気工事、内装・下地工事、給湯機設置・取替工事、躯体工事（玄関の開口部に関する工事のみ）、その他工事（足場、養生等）が補助対象となります。詳細は、必ず別紙「三世帯同居改修の工事内容」（P17 に記載のホームページからダウンロード可能）を参照してください。

d) 良好なマンション管理対応工事

a) 以外の工事であって、学識経験者からなる評価委員会において、良好なマンション管理に寄与するものとして、先導性・汎用性・独自性等の高度な提案性を有すると認められた工事

（２）インスペクション等に係る補助額

以下の①～③について補助の対象とし、補助金の額は、その合計の 3分の1 以内の額とします。なお、原則、表 6 に掲げる戸あたりの補助対象費用限度額越えない範囲で、費用の適切性を確認します。

①リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクションの費用

②リフォーム工事の履歴情報、維持保全計画、長期修繕計画の作成に要する費用

③リフォーム瑕疵保険（大規模修繕工事瑕疵保険を含む、以下同じ）の保険料（検査料を含む）

※補助対象となるリフォーム瑕疵保険は、国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人による保険とします。

※いずれの費用も、補助の対象とする業務を実施することが明記された契約書の写しと当該費用の支払いを確認できる領収書の写しが提出されるものにより補助対象とします。また、建築士が行うものについては、都道府県知事に登録された建築士事務所所属する建築士が行った場合に限り補助対象となります。

表 5 本事業で対象とする調理室等

室	本事業で対象とする調理室等の考え方
調理室	<ul style="list-style-type: none"> 給排水設備と接続された台所流しを有すること ガス栓と接続されたガスコンロ、電気コンセントに接続されたIHクッキングヒーター又はガス栓又はIHクッキングヒーターの用に供する電気コンセントが設置されており、ガスコンロ又はIHクッキングヒーターを容易に設置・接続可能なコンロ台を有すること <p>※上記を満たしている場合は、ミニキッチンも補助対象とするが、当該ミニキッチンとは別に、リフォーム後にミニキッチン以外の一般的なキッチンを有する調理室がある場合に限る。</p> <p>※ミニキッチンとは、原則として現場で組み立て等が不要で施工が比較的容易であり、当該既製ユニットの間口がおおむね1,500mm以下のものをいう。</p>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> 給排水設備及び給湯設備に接続された浴槽又はシャワーを有すること <p>※浴室と便所が一体となったものも補助対象とする。</p> <p>※浴槽のないシャワー専用の浴室も補助対象とするが、当該シャワー室とは別に、リフォーム後に浴槽を有する浴室がある場合に限る。</p>
便所	<ul style="list-style-type: none"> 給排水設備に接続された大便器を有すること（洋式、和式の別は問わない）（小便器のみは不可） <p>※浴室と便所が一体となったものも補助対象とする。</p>
玄関	<ul style="list-style-type: none"> 屋外から鍵のかけられる玄関扉を有し、土間（靴を着脱するスペース）を有すること <p>※勝手口（調理室等にもみ接続するものや、専ら車庫等に直接出入りするもの）は補助対象外とする。</p>

表 6 対象となる費用と補助限度額

補助対象項目	対象となる費用	戸当たりの補助対象費用限度額
インスペクション	既存住宅状況調査技術者又は講習団体の登録インスペクターが実施するインスペクションであって、本事業所定の報告書を作成する費用	15万円/戸
リフォーム工事の履歴情報の作成	リフォーム計画の作成費用	6万円/戸
	建築士がリフォーム計画の内容を確認し、本事業の評価基準への適合確認書等を作成する費用	6万円/戸
	長期優良住宅（増改築）認定の取得に係る費用 ※評価機関の技術的審査適合証の取得費を含む	6万円/戸
	建築士が工事結果を確認し、工事内容確認書を作成する費用	6万円/戸
維持保全計画の作成	維持保全計画書を作成する費用	3万円/戸
長期修繕計画の作成	長期修繕計画書を作成する費用	3万円/戸
リフォーム瑕疵保険	リフォーム瑕疵保険の保険料（検査料を含む）	3万円/戸

(3) 補助限度額

補助額の上限（補助限度額）は、事業タイプに応じて、表 7 のとおりです。三世代同居対応改修工事を実施する場合には、当該工事費に係る補助額として、1 戸あたり 5 0 万円を上限に加算することができます。

なお、1 提案あたりの戸数及び補助額の上限は、提案内容や応募の状況によって定めるものとします。

表 7 事業タイプに応じた補助限度額

事業タイプ	補助限度額	
		三世代同居対応改修工事を実施する場合
評価基準型	1 0 0 万円／戸	1 5 0 万円／戸
認定長期優良住宅型	2 0 0 万円／戸	2 5 0 万円／戸
高度省エネルギー型	2 5 0 万円／戸	3 0 0 万円／戸

■補助額、補助限度額に関する補足

- ・ 過半の住戸を評価基準に適合させることにより基準を満たしているものとみなす場合、補助対象工事費は、(基準を満たしている住戸数) ÷ (全住戸数) を乗じた額となり、補助額の上限は、(基準を満たしている住戸数) × (事業タイプに応じた 1 戸あたりの補助限度額) となります。
- ・ 店舗併用住宅等の非住宅用途が混在する住宅においては、用途別の床面積により補助対象工事費を按分し、住宅部分の面積分を計上してください。

(4) その他

- ・ 施工業者が補助事業者となる場合、本補助事業の補助金相当額は、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う発注者に還元される必要があります。発注者が買取再販業者である場合には、当該補助対象住宅の購入者に還元される必要があります。補助金交付申請時に、リフォーム工事請負契約書の写し及び発注者と施工業者間で締結する共同事業実施規約を提出してください。
- ・ 消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象工事費は消費税等を除いた額としてください。
- ・ 国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、適正化法）第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業と併用することは原則できません。地方公共団体が実施する補助事業についても、国費が含まれている場合がありますので、地方公共団体に確認してください。

■補助金の併用に関する補足

- ・ 併用とは、「工事請負契約が同一の工事」又は「工事請負契約が別でも工事期間が重複する工事」について、複数の補助制度を適用することをいいます。「工事請負契約が別であって、かつ、工事期間も重複しない工事」について、それぞれ別の補助制度を適用することは併用には当たりません。
- ・ 補助対象となる部位が明確に切り分けられる場合は、別の補助制度の対象部位を除く部位について補助対象となる場合があります。ただし、以下の国の他の補助事業については、その目的・補助対象が本事業と重複することから、補助対象部位の切り分けに関わらず併用することはできません。
 - ①住宅・建築物安全ストック形成事業（地方公共団体が耐震診断や耐震改修の補助を実施）
 - ②地域型住宅グリーン化事業（国土交通省が実施）
 - ③ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業（経済産業省が実施）
 - ④ZEH化による住宅における低炭素化促進事業（環境省が実施）
 - ⑤次世代省エネ建材支援事業（経済産業省が実施）
 - ⑥高性能建材による住宅の断熱リフォーム事業（環境省、経済産業省が実施）
- ・ 「工事請負契約が別であって、かつ、工事期間も重複しない工事」であっても、過去に補助金の交付を受けている住宅や設備については、今回のリフォーム工事で撤去等を行うことにより、過去に受けた補助金について返還の必要が生じないか、当該補助金の実施主体に確認した上で、本事業の実施を検討してください。

3. 事業の実施方法

本事業は別図1のとおり、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

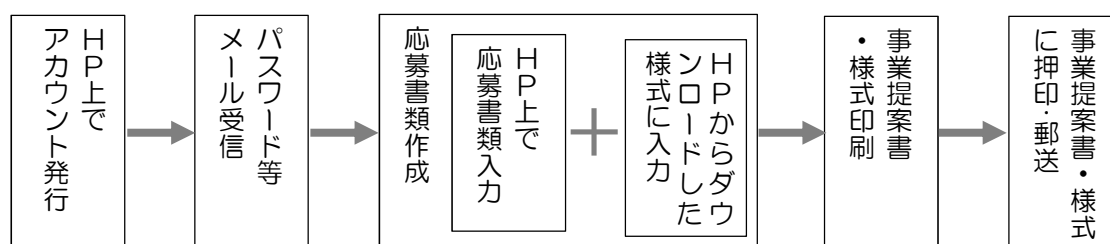
3-1. 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては、アカウント発行と応募書類入力、応募書類提出の3段階の手続きが必要です。

応募書類の提出があった提案について、「3-1-2.」に記載のとおり、国立研究開発法人建築研究所に設置された学識経験者等による長期優良住宅化リフォーム推進事業評価委員会（以下、評価委員会）の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。

3-1-1. 公募

公募期間中に本事業のホームページ (http://www.kenken.go.jp/chouki_r/) にてアカウント発行後、「4. 応募方法」に記載のとおり応募書類を作成し、定められた期間に提出してください（提出先はP17）。応募書類には、ホームページ上で入力する書類と、ホームページからダウンロードした様式を用いて作成する書類があります。どちらの書類も紙面に印刷して、郵送してください。



アカウント発行とは、提案者概要やメールアドレス等を入力することで、応募書類入力のためのID・パスワードが発行される手続きのことです。応募書類の入力には、あらかじめアカウント発行をしていただく必要がありますのでご注意ください。このID・パスワードは、ホームページ上での応募書類入力の際に必要なになりますので、大切に保管してください。

メールアドレスは、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。また、一度登録された電子メールアドレスは、原則として変更することはできません。

応募に際しては、リフォーム工事の概要や事業タイプ毎の補助金申請額等の提出を求めます。ただし、リフォームすることが決定している住宅があることは要件としません。1つの提案書の中で複数の内容の提案をする場合は、番号（良好マ-1、良好マ-2等）によって類型を分けて提案してください。

3—1—2. 審査

提出された提案申請書の内容をもとに、評価委員会が、先導性・汎用性・独自性等が認められる提案が審査します。

3—1—3. 採択

国土交通省が評価委員会の評価をもとに事業の採択を決定し、提案者（グループ提案の場合は代表提案者）に通知します。また、採択された提案内容、提案者の情報を公表します。

応募多数の場合、先導性・汎用性・独自性等の認められる提案を優先的に採択し、採択事業、採択戸数、補助額を調整することがあります。

採択されれば、リフォーム工事の着手（着工）を除き、インスペクションやリフォーム工事請負契約の締結等を行えるようになります。ただし、補助金交付決定がなされるまでは補助金の交付を約束するものではありません。

■補足

- ・ 優先順位をつける際、提案者の過去のリフォーム工事の実績や買取再販の実績（グループ提案の場合はグループ構成者の合計）を考慮することがあります。
- ・ 採択された事業数、戸数については予算の状況により変更や交付申請の受付期間が早期に終了することがあります。その場合、事前に採択事業者と連絡するとともに、再度、書類を提出していただく場合があります。
- ・ 事前採択タイプ（良好なマンション管理）で採択された場合であっても、評価基準型等、他の申請タイプを活用することが可能です。
- ・ 審査に当たり、事務局から追加資料の提出（補助対象とする工事の考え方等）を求める場合がありますのでご注意ください。

3—2. 補助金交付

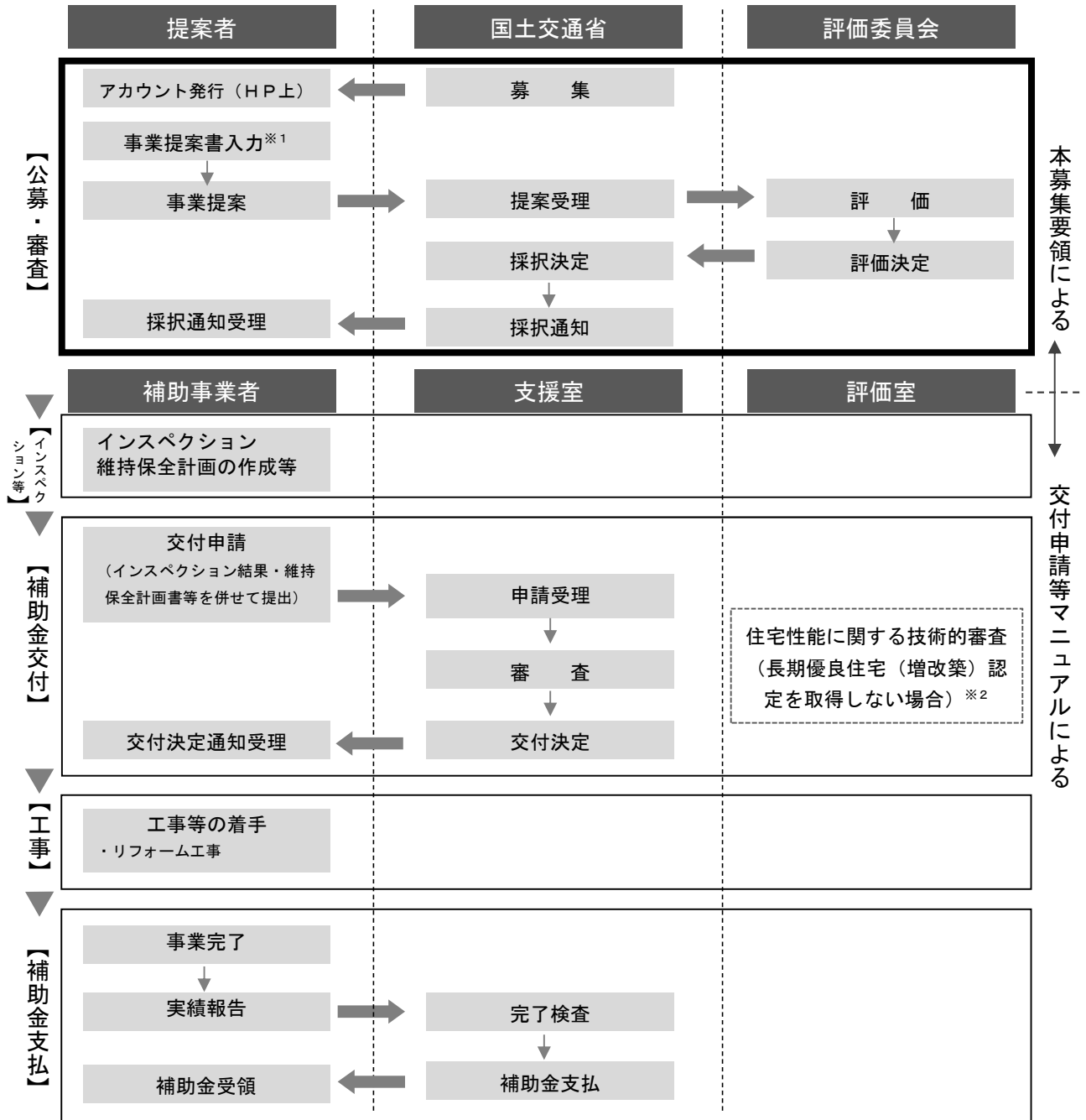
補助金を受けるためには、採択後に、定められた期間内に補助金交付申請を行い、交付決定がなされる必要があります。提案者が管理会社・設計事務所等の場合は、補助事業者が確定次第、評価室に報告してください。詳しくは採択通知でお知らせしますので、その内容を十分に確認した上で交付申請を行ってください。

長期優良住宅（増改築認定）を取得する場合は、別途、登録住宅性能評価機関による技術的審査や所管行政庁への認定申請が必要となります。

工事終了後すみやかに補助事業完了実績報告を行ってください。

交付申請等の手続き等は交付規程及び交付申請等マニュアルに従って行ってください。

別図1) 公募・審査、補助金交付のフローの概略



※1) 事業提案書は、ホームページ上で入力していただく様式と、ホームページからダウンロードした上で記入していただく様式に分かれていますので、ご注意ください。

※2) 長期優良住宅 (増改築) 認定を受ける場合は、別途、評価機関による技術的審査や事前に審査所管行政庁への認定申請等が必要となりますのでご注意ください。(所管行政庁によっては、評価機関による技術的審査を経ずに、直接申請することが可能な場合があります。)

所管行政庁については、下記の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会で検索が可能です。

<http://www.hyokakyokai.or.jp/chouki/gyosei.php>

4. 応募方法

4-1. 公募期間

平成31年4月10日（水）～令和元年5月17日（金）18時必着

※応募に必要なアカウント発行についても同期間で実施します。

4-2. 提出書類

提案をしようとする者は、表8「提出書類一覧表」に従って、必要書類を揃えて提出してください。グループ提案の場合は、全ての構成者の押印が必要ですので、提出期限にご注意ください。

4-3. 提出先、問合せ先、資料の配付場所

提案、応募に関するお問い合わせは、下記までお願いします。質問・相談については、原則として、電子メール※又はファックスでお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

本募集要領及び応募様式等は、以下のホームページからダウンロードしてください。また、本募集要領及び応募様式等は下記の箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。

※メールでの問い合わせの際には、アカウント発行時に通知する提案番号を件名に記入してください。

メールの件名の例) 【31-24XXXX】提案者についての質問

(応募書類の送付先)

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル6階

メールアドレス：qanda@choki-reform.com

(問い合わせ先)

FAX : 03-5805-0533

メールアドレス：qanda@choki-reform.com

電話番号：03-5805-0522

土日祝日を除き、10:00～17:00まで（12:00～13:00を除く）

(募集要領・応募様式等配布場所)

ホームページ：http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

（本募集要領資料・応募様式をダウンロードすることが可能）

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル6F

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

4-4. 応募書類の提出方法

応募書類は3部（正1部、正のコピー2部）、全て紙面に片面印刷して、以下に示す事項に留意して提出してください。

- ・表8に示す提出書類一覧表の④～⑤のうち、必要書類をA4サイズにまとめて、1部ずつダブルクリップで留めてください。
- ・全ての応募書類は郵送でのみ受け付けます。応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で確認できる方法（簡易書留等）で郵送してください。
- ・別図2のとおり、郵送時の封筒等に必ずアカウント発行時に通知された「事業者番号」を記載し、「良好なマンション管理応募書類在中」の旨を記載してください。なお、グループ提案の場合は、全構成者に固有の事業者番号が付番されますが、封筒等には代表提案者の事業者番号のみを記載すれば結構です。
- ・提出書類は、ホームページ上の案内にしたがって入力・印刷した申請様式に押印したものとしてください。一部でも手書き修正されたものは事務処理を行うことができません。また、ホームページ上で入力した応募書類の内、一部でも修正を行った場合は、当該ページ以外にも反映されることがありますので、必ずホームページ上で入力した提案書全体を印刷し直して押印し、提出してください。公募締切後の応募書類の差し替えは認めません。
- ・提出書類が、募集要領に従っていない場合や、ホームページ上の入力が不適切または提出書類の内容と異なるもの、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ・提出書類の内容について、事務局より問い合わせを行うことがありますので、提出書類の控えは必ず保管してください。提出書類の再発行等を行いません。

別図2) 応募書類郵送用封筒の作成例

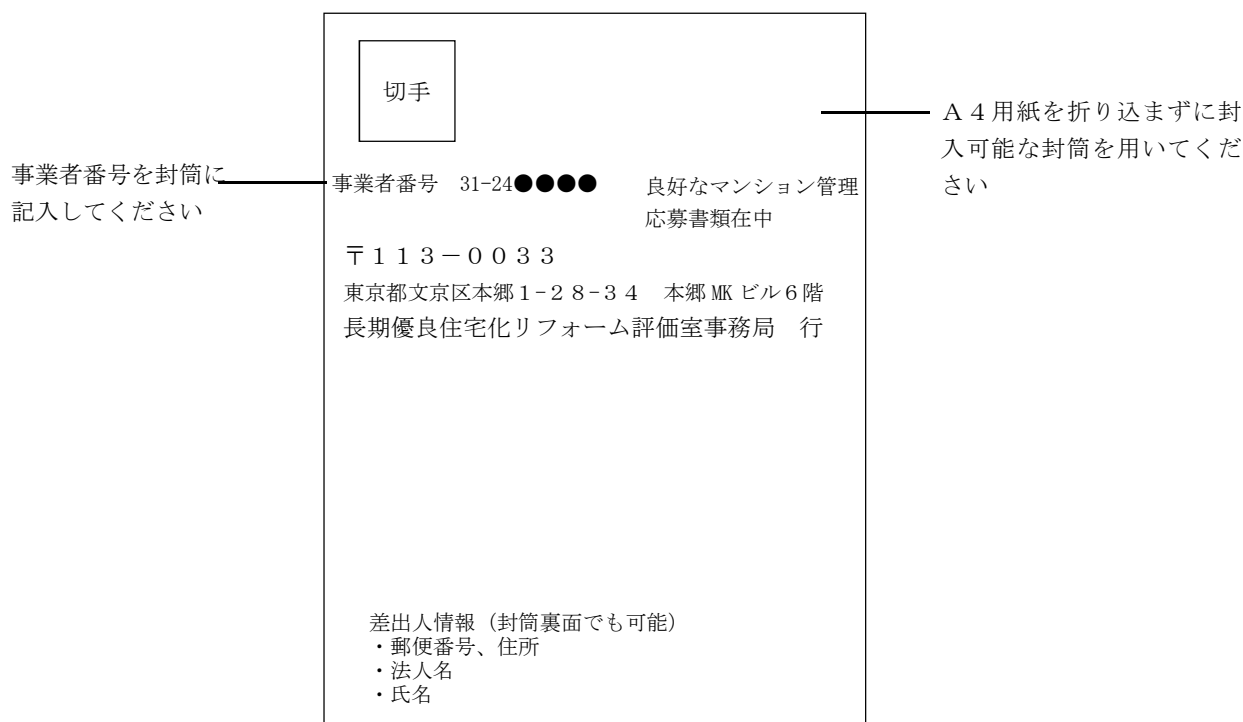


表 8 提出書類一覧表

書類名	提出書類 ◎：必須 ○：必要に応じて 添付	該当する 様式	提出部数
① 応募書類のチェック表	◎	様式 0	3部(正1部、 正のコピー1 部) ※A4サイズ として1部ず つダブルク リップ留め のこと
① 提案申請書	◎	様式 1-1(1) 様式 1-1(2)	
②-1 事業者の公表情報一覧	◎	様式 1-2(1)	
②-2 グループ提案における構成者(代表提案者を除く)の事業者情報一覧※1	○	様式 1-2(2) 様式 1-2(3)	
③ リフォーム工事の概算実績等	◎	様式 2	
④-1 事業計画及び補助申請額(1)	◎	様式 3-1	
④-2 事業計画及び補助申請額(2)	◎	様式 3-2	
⑤-1 良好なマンション管理対応工事の提案内容(提案概要)	◎	様式 4-1	
⑤-2 良好なマンション管理対応工事の提案内容(提案の詳細内容)	◎	様式 4-2	

※1) 当該様式は、グループ提案の場合に添付してください。

<記入にあたっての留意点>

【 】内は本事業の提案書作成を行うホームページ上のメニュー名を示していますので、ホームページ入力時にご確認ください。

共通

- ・アカウント発行により発行されたID・パスワードを用いて入力用ホームページにログインして各様式に必要な情報を入力してください。事業者番号は自動的に入力されますので、アカウント発行時に送付されたメールに記載されている事業者番号と合致しているか、確認してください。
- ・全ての申請書類には、通しで事業者番号、PDFの出力日時、申請書類のバージョン、ページがヘッダに入力された状態で、PDFデータとして出力されます。この内、バージョンは必ず全て同じバージョンの申請書類を提出してください。一部でも修正して再決定すると、バージョンが更新されたものになりますので、全て通して印刷した申請書類としてください。

①応募書類のチェック表(様式0)

- ・提案申請書及び別添資料について、必要書類が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・申請書PDFをダウンロードすると、一枚目に添付されますので、該当する項目の確認欄に手書きでチェックを入れ、「法人・個人事業主の名称」を確認の上、提出してください。記入者の氏名は自署で記入してください。

①提案申請書（様式 1-1(1)、1-1(2)）

▶ 入力フォーム【提案者基本情報】から入力してください

- ・グループ提案の場合は、グループを構成する者から代表提案者を一者記載してください。グループ名は、他のグループと区別しやすい名称としてください。
- ・担当者連絡先は、実務的な連絡を日中受けることが可能な方としてください。
- ・本事業の手続き・管理が円滑に行われない場合、評価室及び支援室から決裁者連絡先に連絡の上、改善を求めることがあります。
- ・提案が採択された場合には、管理会社・設計事務所等による提案の場合を除き、事業者の連絡先等の「公表情報」を公表します。
- ・申請書類を出力後、法人の場合は法人印、個人の場合は実印を押印して提出してください。

②-1 事業者の公表情報一覧（様式 1-2(1)）

- ・単独提案の場合は、入力フォーム【提案者基本情報】に必要な情報を入力すれば自動生成されます。
- ・グループ提案の場合は、入力フォーム【提案者基本情報】及び【グループ提案における構成者（代表提案者を除く）の事業者情報一覧】に必要な情報を入力すれば自動生成されます。

②-2 グループ提案における構成者（代表提案者を除く）の事業者情報一覧（様式 1-2(2)、様式 1-2(3)）

▶ 入力フォーム【グループ提案における構成者（代表提案者を除く）の事業者情報一覧】から入力してください

- ・グループ提案の場合、グループを構成する法人・団体等のうち、リフォーム事業者及び買取再販業者の事業者情報を入力し、提出してください。リフォーム事業者及び買取再販業者以外のグループ構成者は、様式 4-2 に記載してください。
- ・リフォーム事業と買取再販事業の両方を実施する事業者の場合は、リフォーム事業者と買取再販業者のそれぞれについて事業者情報を入力してください。
- ・提案が採択された場合には、各構成者の連絡先等の「公表情報」を公表します。
- ・入力フォームに必要な情報を入力すれば、様式 1-2(1)、様式 1-2(2)、様式 1-2(3)が自動生成されますので、印刷した様式 1-2(2)に各構成者による押印を得た上で、代表提案者が取りまとめて提出してください。
- ・なお、手書きで記入、押印することができるよう、入力フォームから、未記入の様式 1-2(2)、様式 1-2(3)を印刷することができます。この場合であっても、必ず入力フォームに各構成者の事業者情報を入力する必要があります。必要情報を入力後、自動付番される事業者番号を手書きの様式 1-2(2)に転記して提出してください。

③リフォーム工事の概算実績等（様式 2）

▶ 入力フォーム【リフォーム工事の概算実績】から入力してください

- ・提案者の直近 3 期分（年、年度、会計年度いずれも可）におけるリフォーム工事の概

算実績、建設事業以外も含めた総売上高、及び資本金（法人の場合に限る）を記入してください。グループ提案の場合は、グループを構成する者の実績の合計、代表提案者の資本金を記入してください。

- ・工事費は、事業者種別に応じて下記の金額を記入してください。管理会社・設計事務所等の場合、記入は不要です。

＊リフォーム事業者（法人）、リフォーム事業者（個人）の場合、管理組合から受注したリフォーム工事の受注額

＊買取再販業者の場合、自社が発注したリフォーム工事の発注額

- ・総売上高は、建設事業のみではなく、提案者が行っている他の事業を含む総売上高を記入してください。

④-1 事業計画及び補助申請額（様式 3-1）

➤ 入力フォーム【事業計画及び補助申請額(1)／提案内容】から入力してください

- ・評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型の別に、棟数、戸数、事業費を入力してください。
- ・事業費は、戸あたり額ではなく、申請戸数分の総額を入力してください。
- ・消費税等は除いた額とし、千円未満を切り捨ててください。
- ・良好なマンション管理対応工事費が0千円の場合は提案できません。
- ・複数の内容を提案する場合は、その提案内容ごとに入力してください。

④-2 事業計画及び補助申請額(2)（様式 3-2）

➤ 入力フォーム【事業計画及び補助申請額(2)】から入力してください

- ・補助申請額の合計が 100 千円以上となっていることを確認し、チェックを入れてください。
- ・本事業以外に国の補助金（国費が充当されている地方公共団体の補助金を含む）を申請又は受領する予定がある場合は、事業名及び本事業との区分けを明記してください。

⑤-1 良好なマンション管理対応工事の提案内容（提案概要）（様式 4-1）

➤ 入力フォーム【提案申請／事業計画及び補助申請額(1)】から入力してください

- ・提案概要欄には、「リフォーム対象となる住宅とそれを取り巻く現状、課題等」と「本提案の目的と要旨」を簡潔に記述してください。
- ・複数の内容を提案する場合は、その提案内容ごとに作成してください。

⑤-2 良好なマンション管理対応工事の提案内容（提案の詳細内容）（様式 4-2）

➤ 入力フォーム【事業計画及び補助申請額(1)／提案内容】から様式 4-2 をダウンロードして入力してください

- ・提案の詳細内容を 5 枚以内で作成してください。複数の内容を提案する場合は、その提案内容ごとに 5 枚以内とします。
- ・想定している対象住宅のおかれている状況、課題等を具体的にし、その解決方法を図表等を用いて明快に記載するとともに、提案における先導性・汎用性・独自性等につ

いて記載してください。

- ・提案内容の説明のために必要な図、写真、グラフ等に関り、A4用紙10枚以内の添付資料を提出することが可能です。
- ・提案内容に係る事業を実施する前後の長期修繕計画（具体の物件が特定されていない場合は、想定しているモデル的な長期修繕計画）を添付してください。
- ・グループ提案において、グループ構成者にリフォーム事業者及び買取再販業者以外の法人・団体等が含まれる場合は、その法人・団体名及び役割等を記載してください。

5. 留意事項

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国や地方公共団体から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。その場合、補助金の申請状況等を他の補助金の事務事業者や地方公共団体等に情報提供する場合があります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

平成31年度長期優良住宅化リフォーム推進事業 「良好なマンション管理」の提案のポイント

提案のポイント

1 実効性・実現性を裏付ける根拠を示すこと

- 独自の工法の適用等により修繕周期の延長やランニングコストの削減等を提案する場合は、**実績や実験に基づく妥当性、適用条件等を記載するなど、実効性・実現性が示されていること**
- 根拠として技術文献を引用する場合には、**その技術文献の主旨を十分に理解し、技術的な適切性に配慮したものであること**

2 より具体的な提案内容を記載すること

- 改修後何年間の使用を前提としているかなど、**建物の特徴や築年数等、個々別の建物の状況、今後の利用計画を明らかにした具体的な提案**がされていること

3 具体的にマンション管理上の課題を設定し、その解決方法を示すこと

- **マンション管理上の課題を、背景や状況の分析を行って具体的に設定し、設定した課題を解決するための具体的な手段が示された提案**であること
- どのように課題が解決するのか、**事業実施前後の長期修繕計画を比較するなど、効果を明確に示すこと**

4 審査側に提案意図が伝わるよう、わかりやすく提案書をまとめること

- 文章のみでは説明しがたい部分については、**適宜図や写真等を用いることで、審査側が理解しやすいよう工夫**されていること。その際、図や写真等が何を表しているのかを明記すること
- 背景、提案内容、条件、実績、根拠等の様々な内容を記載する場合、紙面に効果的に配置されていること

具体的なポイント

1 実効性・実現性を裏付ける根拠を示すこと

- 独自の工法の適用等により修繕周期の延長やランニングコストの削減等を提案する場合は、**実績や実験に基づく妥当性、適用条件等を記載するなど、実効性・実現性が示されていること**
- 根拠として技術文献を引用する場合には、**その技術文献の主旨を十分に理解し、技術的な適切性に配慮したもの**であること



給排水管の補修に関して弊社で開発した〇〇工法を用いる。この工法は過去10年間採用している工法であり、長年の実績があり、修繕周期の延長が認められる。

これまでの実績が記載されているものの、効果の検証結果等が示されておらず、評価に値する工法なのか判断ができない。

2 より具体的な提案内容を記載すること

- 改修後何年間の使用を前提としているかなど、**建物の特徴や築年数等、個々別の建物の状況、今後の利用計画を明らかにした具体的な提案**がされていること



ランニングコストが上昇している物件において、老朽化した〇〇設備を△△設備に交換することにより、ランニングコストの軽減を図る。

建物の特徴や築年数等、個々別の建物の状況の説明が不十分であり、また、△△設備の設置に至る背景や設置による具体的な効果及び利用計画等について説明が不足している。

具体的なポイント

3 具体的にマンション管理上の課題を設定し、その解決方法を示すこと

- **マンション管理上の課題を、背景や状況の分析を行って具体的に設定し、設定した課題を解決するための具体的な手段が示された提案**であること
- どのように課題が解決するのか、**事業実施前後の長期修繕計画を比較するなど、効果を明確に示す**こと



「課題：水廻りの排水管がスラブ下配管であるため、メンテナンス時に下階住戸の在室が必要になる。また、3系統に分かれているため、メンテナンス費用が高んでいる。一方各室のリフォームを行う際に自由度がなくスラブ上排水管へ交換するニーズが高まってきているが、全ての住戸の共用・専用配管を同時にリフォームすることは困難。

解決法：スラブ上配管とスラブ下配管の両方に対応できるように、共用配管を一本に集約・先行して改修する。その際、◎●の工夫により、仮移転なしでリフォームを行う。

効果：この共用排水管リフォームにより、専用排水管については各住戸のスケジュールで徐々にスラブ上配管にリフォームを行うことができるようになり、漏水事故への対応が各住戸内で解決できるだけでなく、水廻りのリフォームの自由度が上がる他、将来の排水管清掃、交換コスト低減が見込まれる。」

課題や解決法が明快で、リフォームの効果として、専有部分へも波及する他、将来的な維持・修繕コストの低減にも配慮されている。



「課題：排水管がさびのため漏水事故が多くなってきている。

解決法：共用配管の交換を行う。

効果：漏水事故が減る。」

課題と解決法が単なる劣化補修になっている。また、効果も劣化対策を実施したことにとどまり、波及効果が見られない。

具体的なポイント

4 審査側に提案意図が伝わるよう、わかりやすく提案書をまとめること

- 文章のみでは説明しがたい部分については、**適宜図や写真等を用いることで、審査側が理解しやすいよう工夫**されていること。その際、図や写真等が何を表しているのかを明記すること
- 背景、提案内容、条件、実績、根拠等の様々な内容を記載する場合、紙面に効果的に配置されていること



〇〇工法を活用することにより、長期修繕計画における修繕周期が〇年から〇年に延長され、それに伴い、収支計画グラフにも改善が見られる。

特に複雑な提案をする場合には、文章だけでは理解できない場合があるため、従前従後の長期修繕計画や収支計画グラフの比較等により、わかりやすく提案することが必要である。

平成31年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ(良好なマンション管理)】

応募書類のチェック表

■提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
—	ホームページ上の入力について	ホームページ上の申請書の入力において、申請内容を決定しているか	<input type="checkbox"/>
全体	提案書全体について	手書きによる修正を行っていないか	<input type="checkbox"/>
様式1-1(1) 様式1-1(2)	提案申請書	提案者(グループ提案の場合は代表提案者)の押印がされているか	<input type="checkbox"/>
		提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う施工業者・買取再販業者であるか。あるいは、管理組合に対して、事業の提案を行う立場にある管理会社や設計事務所等であるか。	<input type="checkbox"/>
様式1-2(1)	事業者の公表情報一覧	(グループ提案の場合)全ての構成者が記入されているか	<input type="checkbox"/>
様式1-2(2) 様式1-2(3)	グループ提案における構成者(代表提案者を除く)の事業者情報一覧	(グループ提案の場合)全ての構成者の押印がされているか	<input type="checkbox"/>
様式2	リフォーム工事の概算実績等	過去のリフォーム工事の概算実績が、事業者種別に応じて記載されているか	<input type="checkbox"/>
様式3-2	事業計画及び補助申請額(2)	補助申請総額が補助下限額以上となっているか(下限:10万円)	<input type="checkbox"/>
		本事業以外に他の補助金を活用することを想定している場合、事業名および本事業との区別が明記されているか	<input type="checkbox"/>
様式4-1	長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容(提案概要)	「良好なマンション管理」の趣旨に沿った提案概要を設定し、その内容が簡潔に記入されているか	<input type="checkbox"/>
様式4-2	長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容(提案の詳細内容)	提案の詳細について、提案の類型ごとに5枚以内(参考資料は10枚以内)で説明しているか	<input type="checkbox"/>

記入者	法人・個人事業主の名称	氏名(自署)※

※ 氏名は自署で記入してください。

申請日(記入日)

国土交通大臣 石井啓一 殿

平成31年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ(良好なマンション管理)】

以下の内容により、長期優良住宅化リフォーム推進事業の提案を申請します。

事業者番号	3	1	-					
提案種別								
グループ名								

事業者種別★※1								
法人・個人事業主の名称★		フリガナ				印		
支店・事業所名★※2		フリガナ						
代表者	役職名							
	氏名	フリガナ						
住所★		〒 -						
電話番号(一般受付用)★※3								
法人番号(13桁)★※4								
許認可★		建設業許可の有無		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
		宅建業許可の有無		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
住宅瑕疵担保責任保険法人への登録(リフォーム瑕疵保険)の有無★※5		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無			
登録住宅リフォーム事業者団体の構成員としての公表の有無★※6		一般社団法人マンション計画修繕施工協会(MKS)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
		一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
		日本木造住宅耐震補強事業者協同組合(木耐協)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
		一般社団法人リノベーション協議会(リノベ協)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
		一般社団法人ベターライフリフォーム協会(BLR)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
		一般社団法人日本塗装工業会(JPCA)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
		一般社団法人リフォームパートナー協議会(RECACO)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
		一般社団法人全建総連リフォーム協会(全リ協)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
		一般社団法人住生活リフォーム推進協会(HORP)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
		一般社団法人JBN・全国工務店協会(JBN)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
		一般社団法人住宅リフォーム推進サポート協議会(住推協)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
一般社団法人住活協リフォーム		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無			
一般社団法人全国古民家再生協会		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無			
一般社団法人木造住宅塗装リフォーム協会(木塗協)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無			

- ★: 採択後に本事業のホームページ上に公開される項目です。(管理会社・設計事務所等による提案の場合を除きます。)
- ※1 管理組合は提案者になることができません。また、グループ提案の場合、代表提案者の事業者情報を入力して下さい。なお、グループ提案の場合の代表提案者は、リフォーム事業者(法人)、リフォーム事業者(個人)、買取再販業者のいずれかである必要があります。
- ※2 支店・事業所がない場合は、「-」(フリガナの場合は「ナシ」と入力して下さい。本社等の単位で事業者登録を行う場合は、「本社」と入力して下さい。また、同一法人で複数の事業者登録をする場合は、区別ができるよう『支店・事業所名』欄を入力して下さい。
- ※3 公表する電話番号のため、消費者の方からの問い合わせに対応できるものとして下さい。
- ※4 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)
- ※5 住宅瑕疵担保責任保険法人とは、「株式会社住宅あんしん保証」、「住宅保証機構株式会社」、「株式会社日本住宅保証検査機構」、「株式会社ハウスジーン」、「ハウスプラス住宅保証株式会社」の5法人を指します。
- ※6 各登録住宅リフォーム事業者団体より訂正依頼があれば、評価室事務局の職権で訂正する場合があります。

■担当者連絡先

支店・事業所名		フリガナ	
住所		〒 ー	
部署			
役職			
氏名		フリガナ	
電話番号	固定	(内線)	
	携帯		
	FAX		
メールアドレス			

※ 評価室事務局および実施支援室から個別の事業内容に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。

■決裁者連絡先

支店・事業所名		フリガナ	
住所		〒 ー	
部署			
役職			
氏名		フリガナ	
電話番号	固定	(内線)	
	携帯		
	FAX		
メールアドレス			

※ 評価室事務局および実施支援室から個別の事業内容に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。

※ 住宅登録の内容は決裁者にも通知されます。また、本事業の手続き・管理が円滑に行われない場合、評価室事務局および実施支援室は当該決裁者に連絡の上、改善を求めることがあります。決裁者が担当者と同じ場合であっても入力して下さい。

事業者の公表情報一覧(グループ提案の場合は代表提案者を含む全構成者を記載)

事業者番号 (非公表)	事業者 種別	法人・個人事 業主の名称	支店・ 事業所名	所在地		連絡先		法人番号 (13桁)※2	許認可		住宅瑕疵担保 責任保険法人 への登録(リ フォーム瑕疵保 険)の有無※3	登録団体名
				郵便番号	住所	電話番号 (一般受付用)※1	建設業許 可の有無		宅建業許 可の有無			

※1 公表する電話番号のため、消費者の方からの問い合わせに対応できるものとして下さい。

※2 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)

※3 住宅瑕疵担保責任保険法人とは、「株式会社住宅あんしん保証」、「住宅保証機構株式会社」、「株式会社日本住宅保証機構株式会社」、「株式会社ハウスジーズメン」、「ハウスプラス住宅保証株式会社」の5法人を指します。

枚

枚

グループ提案における構成者(代表提案者を除く)の事業者情報一覧

事業者番号	3	1	-						
提案種別									
グループ名									
事業者種別★※1									
法人・個人事業主の名称★	フリガナ								印
支店・事業所名★※2	フリガナ								
代表者	役職名								
	氏名	フリガナ							
住所★	〒		-						
電話番号(一般受付用)★※3									
法人番号(13桁)★※4									
許認可★	建設業許可の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
	宅建業許可の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
住宅瑕疵担保責任保険法人への登録(リフォーム瑕疵保険)の有無★※5	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無					
登録住宅リフォーム事業者団体の 構成員としての公表の有無★※6	一般社団法人マンション計画修繕施工協会(MKS)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合(木耐協)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
	一般社団法人リノベーション協議会(リノベ協)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
	一般社団法人ベターライフリフォーム協会(BLR)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
	一般社団法人日本塗装工業会(JPCA)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
	一般社団法人リフォームパートナー協議会(RECACO)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
	一般社団法人全建総連リフォーム協会(全リ協)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
	一般社団法人住生活リフォーム推進協会(HORP)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
	一般社団法人JBN・全国工務店協会(JBN)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
	一般社団法人住宅リフォーム推進サポート協議会(住推協)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
	一般社団法人住活協リフォーム	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無				
一般社団法人全国古民家再生協会	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無					
一般社団法人木造住宅塗装リフォーム協会(木塗協)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無					

★: 採択後に本事業のホームページ上に公開される項目です。

※1 管理会社・設計事務所等は、グループ提案の構成者になることができません。

※2 支店・事業所がない場合は、「-」(フリガナの場合は「ナシ」)と入力してください。本社等の単位で事業者登録を行う場合は、「本社」と入力して下さい。また、同一法人で複数の事業者登録をする場合は、区別ができるよう『支店・事業所名』欄を入力して下さい。

※3 公表する電話番号のため、消費者の方からの問い合わせに対応できるものとして下さい。

※4 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)

※5 住宅瑕疵担保責任保険法人とは、「株式会社住宅あんしん保証」、「住宅保証機構株式会社」、「株式会社日本住宅保証検査機構」、「株式会社ハウズジーメン」、「ハウスプラス住宅保証株式会社」の5法人を指します。

※6 各登録住宅リフォーム事業者団体より訂正依頼があれば、評価室事務局の職権で訂正する場合があります。

■担当者連絡先

支店・事業所名		フリガナ	
住所		〒 ー	
部署			
役職			
氏名		フリガナ	
電話番号	固定	(内線)	
	携帯		
	FAX		
メールアドレス			

※ 評価室事務局および実施支援室から個別の事業内容に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。

■決裁者連絡先

支店・事業所名		フリガナ	
住所		〒 ー	
部署			
役職			
氏名		フリガナ	
電話番号	固定	(内線)	
	携帯		
	FAX		
メールアドレス			

※ 評価室事務局および実施支援室から個別の事業内容に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。

※ 住宅登録の内容は決裁者にも通知されます。また、本事業の手続き・管理が円滑に行われない場合、評価室事務局および実施支援室は当該決裁者に連絡の上、改善を求めることがあります。決裁者が担当者と同じ場合であっても入力して下さい。

リフォーム工事の概算実績等

■リフォーム工事の概算実績

- ・提案者の直近3年(年、年度、会計年度いずれも可)のリフォーム工事の概算実績を記入してください。
- ・グループ提案の場合、グループ構成者の合計値を記載してください。
- ・工事費は、事業者種別に応じて下記の金額を記入してください。管理会社・設計事務所等の場合、記入は不要です。
 - * リフォーム事業者(法人)、リフォーム事業者(個人)の場合、管理組合から受注したリフォーム工事の受注額
 - * 買取再販業者の場合、自社が発注したリフォーム工事の発注額
- ・総売上高は、建設事業のみではなく、提案者が行っている他の事業を含む総売上高を記入してください。

		平成28年(度)		平成29年(度)		平成30年(度)		3年間合計	
共用部分を含む共同住宅 のリフォーム工事(専有部分 のみのリフォーム工事を 除く)	戸数		戸		戸		戸	0	戸
	棟数		棟		棟		棟	0	棟
	工事費		千円		千円		千円	0	千円
総売上高			千円		千円		千円	0	千円

(注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

(注2) 平成30年(度)の実績が分からない場合は、平成27年(度)から平成29年(度)の実績を記入してください。

■代表提案者の資本金

	千円
--	----

事業計画及び補助申請額(1)

■ 補助申請額の算定

NO.	事業タイプ	棟数	戸数	性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額の算定										三世代同居対応改修工事の補助申請額の算定								
				(1) 特定性能向上リフォーム工事費				(2) その他性能向上リフォーム工事費				(3) インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、長期修繕計画作成、リフォーム瑕疵保険、大規模修繕工事事業瑕疵保険に係る費用				(4) 良好なマンション管理対応工事費		(5) 三世代同居対応改修工事費		三世代同居対応改修工事の補助申請額	補助上限額	三世代同居対応改修工事の補助申請額
				特定性能向上工事に係る事業費	補助額算定用小計	事業費の1/3	補助額算定用小計	その他性能向上工事に係る事業費	事業費の1/3	補助額算定用小計	インスペクション等 ^{※1} に係る費用	リフォーム瑕疵保険 ^{※2} に係る費用	補助額算定用小計	良好なマンション管理対応工事に係る事業費	事業費の1/3	補助額算定用小計	三世代同居対応改修工事に係る事業費	事業費の1/3				
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)			
		(棟)	(戸)	A	B	C=B×1/3	D	E=D×1/3	F、G、J、 「E」のいずれか低い値	H	I=(G+H)×1/3	J	K=J×1/3	L=C+F+H+K	M、L、P、A ×補助上限額のいずれか低い値	N	P=N×1/3	Q=P、L、A ×補助上限額のいずれか低い値	R=M+Q			
良好マ-	評価基準型 認定長期優良住宅型 高度省エネルギー型																					
良好マ-	評価基準型 認定長期優良住宅型 高度省エネルギー型																					
良好マ-	評価基準型 認定長期優良住宅型 高度省エネルギー型																					
				計																		

※1 インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、長期修繕計画作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。

※2 リフォーム瑕疵保険に係る費用には、大規模修繕工事瑕疵保険を含みます。

(注)消費税等は除いた額を記入してください。

事業計画及び補助申請額(2)

(1) 補助申請総額の計算

No.	補助申請額				合計(様式3-1:Rの合計)(千円)
	評価基準型(千円)	認定長期優良住宅型(千円)	高度省エネルギー型(千円)		
良好マ- 1					
良好マ- 2					
良好マ- 3					
良好マ- 4					
良好マ- 5					
良好マ- 6					
良好マ- 7					
良好マ- 8					
良好マ- 9					
計					

(2) 補助下限額以上となっているかの確認(以上となっている場合はチェック)

補助申請額合計(Rの合計) ≥ 100千円	<input type="checkbox"/>
-----------------------	--------------------------

(3) 他の補助金の有無

・本事業以外に国の補助金(国費が充当されている地方公共団体の補助金を含む)を申請又は受領する予定の有無をチェックし、有る場合は事業名及び本事業との区分けを明記してください。

他の補助金有り	<input type="checkbox"/>
他の補助金無し	<input type="checkbox"/>

平成31年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ(良好なマンション管理)】

長期優良住宅化リフォーム工事の提案概要

良好マ-

■対象住宅の諸元

事業タイプ	戸数	棟数
評価基準型	戸	棟
認定長期優良住宅型	戸	棟
高度省エネルギー型	戸	棟

構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="checkbox"/> SRC造	<input type="checkbox"/> その他[]
----	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

■提案概要

タイトル	
提案概要	リフォーム対象となる共同住宅とそれを取り巻く現状、課題等
	本提案の目的と要旨

平成 31 年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ（良好なマンション管理）】

事業者番号		提案類型・No	
-------	--	---------	--

■提案の詳細内容（提案の類型ごとに5枚以内かつ参考資料は10枚以内） 1枚/5枚

- ・リフォーム対象となる住宅の現状と課題を踏まえて、良好なマンション管理に対応するための解決方法を示す提案内容、提案における先導性・汎用性・独自性等、及び長期修繕計画の内容について、記載してください。
- ・募集要領に記載された「提案のポイント」等を参考にしながら、図表等を用いて記載してください。

※ 本様式は、募集要領及び記入例の様式と一部異なります。

タイトル	
<p>提案しようとする内容を詳細に記述してください。</p>	